

財産形成期日指定定期預金「財形一般預金」

(令和8年1月16日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	財産形成期日指定定期預金 (愛称: 財形一般預金)
2. 対象	当行と財形貯蓄契約をしている企業の従業員の方
3. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 積立期間	(1) 給与・賞与からの天引き (2) 1回当たり1円以上 (3) 1円単位 (4) 3年以上の期間にわたって年1回以上定期的に預入
4. 預金の種類	毎回の積立は自動継続期日指定定期預金（最長預入期間3年）で預入されます。
5. 払戻方法	・全額支払い(解約) ・定期預金1明細ごとの支払い ・据置期間(1年)経過後の期日指定定期預金の明細の一部支払い
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法	(1) 預入時または継続時における店頭表示の期日指定定期預金の利率を適用します。 (2) 継続時に元金と利息を合わせて継続します。 払戻しの際に元金とともに支払いします。 (3) 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割計算 (4) 利息額の20.315% (国税15.315%、地方税5%) が分離課税されます。
7. 中途解約時の取扱い	中途解約する場合は、当行期日指定定期預金の中途解約利率が適用されます。
8. 金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせくださいか、ホームページをご覧ください。
9. その他参考となる事項	・お申込みは勤務先（事業主）経由となります。 ・本商品は預金保険の対象であり、合算して元本1,000万円までとその利息等の範囲内で保護されます。 ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
相談・苦情等受付窓口 足利銀行お客さま相談室 028-622-0111	当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772